

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区分	酒類製造者の移出数量					販売業者の販売数量		平成26年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清酒	1	777	12,427	3,977	511	23,252	19,340	2,494	19,852
合成清酒	-	-	8	22	-	793	727	77	727
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	82	164	2	12,158	6,965	988	6,969
単式蒸留しょうちゅう	-	-	99	43	13	11,582	9,522	1,961	9,536
みりん	-	-	6	11	-	2,625	2,240	194	2,240
ビール	-	6	57	118	57	147,272	66,679	5,202	66,735
果実酒	-	-	78	38	25	6,181	4,948	1,474	4,973
甘味果実酒	X	X	X	X	X	159	X	45	194
ウイスキー	X	X	X	X	X	3,890	X	344	1,861
ブランデー	X	X	X	X	X	245	X	41	175
発泡酒	-	-	-	16	16	41,118	20,287	1,423	20,303
原料用アルコール・スピリッツ	X	X	X	X	X	15,155	X	587	6,709
リキュール	-	-2	305	54	22	92,151	46,997	3,942	47,019
その他の醸造酒	X	X	X	X	X	33,788	X	1,063	15,768
粉末酒・雑酒									
合計	1	780	13,077	4,448	652	390,367	202,411	19,830	203,061

調査期間等：平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 21 年 度	kℓ 22,299	kℓ 978	kℓ 16,492	kℓ 73,497	kℓ 88,968	kℓ 202,234
平成 22 年 度	21,007	906	16,156	70,290	91,411	199,766
平成 23 年 度	20,687	832	16,785	68,207	94,438	200,944
平成 24 年 度	19,974	829	15,981	68,618	96,093	201,494
平成 25 年 度	19,852	727	16,505	66,735	99,242	203,061

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

## (3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
富山	2,587	79	1,117	1,136	321	8,974	776	32	333	32	2,818	1,024	6,921	2,094	28,245	富山
高岡	2,184	64	819	1,052	256	7,208	553	15	234	20	2,161	1,028	5,878	1,546	23,019	高岡
魚津	1,611	63	728	572	103	6,064	299	10	141	12	1,526	464	3,470	1,066	16,129	魚津
砺波	960	13	275	298	56	2,370	103	4	51	4	667	241	1,664	581	7,285	砺波
富山県計	7,342	219	2,939	3,058	736	24,616	1,731	61	759	68	7,172	2,757	17,933	5,287	74,678	富山県計
金沢	3,401	123	1,160	1,615	490	12,886	1,242	52	400	39	3,165	1,099	9,141	2,393	37,207	金沢
七尾	964	34	332	469	84	2,797	121	4	65	5	811	249	1,643	781	8,359	七尾
小松	1,414	106	556	758	176	4,978	400	10	123	12	1,406	569	3,923	1,343	15,775	小松
輪島	817	13	249	281	36	1,468	159	2	28	3	449	112	870	524	5,010	輪島
松任	1,184	28	392	491	122	3,058	303	7	110	9	994	436	3,100	830	11,065	松任
石川県計	7,780	304	2,689	3,614	908	25,187	2,225	75	726	68	6,825	2,465	18,677	5,871	77,416	石川県計
福井	1,805	86	511	1,252	270	7,646	555	32	175	19	2,328	578	4,288	1,973	21,517	福井
敦賀	591	33	210	394	78	2,065	102	5	53	6	831	227	1,452	555	6,600	敦賀
武生	996	35	257	491	103	2,902	150	9	63	6	1,293	279	1,974	854	9,412	武生
小浜	314	14	74	210	32	1,226	40	1	18	2	377	107	646	259	3,320	小浜
大野	430	11	88	185	42	1,172	45	5	18	2	507	80	630	354	3,570	大野
三国	594	25	201	332	71	1,921	125	6	49	4	970	216	1,419	615	6,548	三国
福井県計	4,730	204	1,341	2,864	596	16,932	1,017	58	376	39	6,306	1,487	10,409	4,610	50,967	福井県計
総計	19,852	727	6,969	9,536	2,240	66,735	4,973	194	1,861	175	20,303	6,709	47,019	15,768	203,061	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。  
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類	前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 取 消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	場			者	者	
清 酒	108	2	1	-	16	7	39	7	4	9	4	2	1	-	-	20	109	7	106	内	7	108	
合 成 清 酒	3	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内	-	3	
連続式蒸留しょうちゅう	5	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	3	5	2	1	内	2	5	
単式蒸留しょうちゅう	10	1	-	-	5	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	2	11	3	2	内	3	11	
み り ん	4	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	内	-	4	
ビ ー ル	13	-	-	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	5	13	5	5	内	5	13	
果 実 酒	12	1	-	-	1	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	6	13	5	6	内	5	13	
甘 味 果 実 酒	6	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	1	-	内	1	4	
ウ イ ス キ ー	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	内	1	2	
ブ ラ ン デ ー	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内	1	1	
原 料 用 アル コ ー ル	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内	-	3	
発 泡 酒	32	-	15	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	12	17	1	3	内	1	17	
そ の 他 の 醸 造 酒	42	1	18	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	25	3	9	内	3	25	
ス ビ リ ッ ツ	32	-	17	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	15	2	-	内	2	15	
リ キ ュ ー ル	59	2	13	-	18	7	3	-	1	-	-	-	-	-	-	19	48	5	6	内	5	47	
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	
雑 酒	32	1	20	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	13	3	1	内	3	13	
合 計	364	8	86	-	63	20	56	10	5	11	4	2	1	-	-	114	286	39	139	内	39	284	
各酒類を 通じたもの	平成23年度					21	13	52	5	7	10	3	2	1	-	-	23	137	6		内	6	134
	平成24年度					25	9	52	6	5	10	5	1	1	-	-	23	137	6		内	6	137
	平成25年度					29	9	47	11	4	11	4	2	1	-	-	21	139	8		内	8	139

調査対象等：平成26年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成25年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒類の びん詰	共同の びん詰 場			設 置 可 を 受 け た も の	設 置 可 を 受 け な い も の		
清酒	1	-	2	12	11	-	26	26
合成清酒	-	-	-	10	-	-	10	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	11	-	-	11	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	1	11	4	-	16	-
みりん	-	-	1	11	-	-	12	-
ビール	-	-	-	11	-	-	11	-
果実酒	-	-	-	11	-	-	11	-
甘味果実酒	-	-	-	10	-	-	10	-
ウイスキー	-	-	-	10	-	-	10	-
ブランデー	-	-	-	10	-	-	10	-
原料用アルコール	-	-	-	9	-	-	9	-
発泡酒	-	-	-	11	-	-	11	-
その他の醸造酒	-	-	1	11	1	-	13	-
スピリッツ	-	-	-	11	-	-	11	-
リキュール	1	-	1	11	6	-	19	-
粉末酒	-	-	-	9	-	-	9	-
雑酒	-	-	-	11	-	-	11	-
合計	2	-	6	180	22	-	210	26
うち実蔵置場数	1	-	2	12	11	-	26	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成26年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
1	1

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	-	-
もろみ	15	10

(3) 販売業免許場数

区分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数											
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計													
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て い な れ な い て い る も の 及 び の	全	酒	類	22	156	178	9	49									
		ビ	ー	ル	6	9	15	2	3								
		洋		酒	1	17	18	-	2								
		輸	出	入	酒	類	5	10	15	1	9						
		店	頭	販	売	酒	類	1	-	1	1						
		協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-						
		自	己	商	標	酒	類	-	8	8	-	3					
		自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	3	7	10	-	3				
			合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	-	-				
			ビ	ー	ル	1	2	3	-	-	-	-					
			洋		酒	-	-	-	-	-	-	-					
			計	4	9	13	-	3									
		期	限	付	-	-	-	-	-	-							
		そ	の	他	の	酒	類	1	2	3	-	1					
		合	計	40	211	251	12	71									
	合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	5	4	9	-	9
		卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	-	-	-	-	
		製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	2	-	2	-	2	
販 の 条 件 方 法 が 付 に さ れ て い 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の			5,068	48	3,263							
		期	限	付			-	-	-								
		特	殊	の	も の			5	-	1							
		計	5,073	48	3,264												
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の			189	5	141							
		期	限	付			-	-	-								
		特	殊	の	も の			35	7	32							
		通	信	販	売	だ	け	の	も の			39	-	24			
		計	263	12	197												
	合	計	5,336	60	3,461												
媒	介	業				17	-	3									
代	理	業				-	-	-									

調査時点：平成26年3月31日

用語の説明：

- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

